

議員全員協議会次第

日 時：令和6年6月4日（火）

午前8時45分

場 所：取手市議会議場

1 開 会

2 報告事項

- （1）低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業について
- （2）公募事業者による取手駅前民間保育園整備計画について
- （3）取手市立戸頭小学校における不適切な会計処理について

3 その他

4 閉 会

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」 「**迅速** (特に低所得の方々)」 「**適切** (できるだけ公平に)」のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】 令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】 令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

・ 減税額確定 (令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付

・ 自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※× (本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業について

(議案第53号 令和6年度取手市一般会計補正予算(第2号) 9億3,093万5千円)

令和6年度税制改正による定額減税と併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うため、実施に必要な経費を補正するもの

① 新たに非課税等となる世帯への給付 …1世帯当たり10万円 …総額2億6,500万円

【対象世帯】

以下の条件を全て満たす世帯

- ・令和5年度の個人住民税非課税世帯又は個人住民税が均等割のみ課税されている世帯への給付の対象世帯ではない
- ・同一の世帯に属する全員が、令和6年度の個人住民税所得割が非課税である
- ・基準日(R6.6.3)において、取手市の住民基本台帳に登録されている

【対象世帯数の見込み】

2,650世帯(非課税:1,800世帯、均等割のみ課税:850世帯)

② 低所得者の子育て世帯への加算給付 …子ども1人当たり5万円 …総額2,000万円

【対象世帯】

以下の条件を全て満たす世帯

- ・上記①の対象世帯である
- ・基準日(R6.6.3)において、原則として同一世帯の18歳以下の児童を扶養している

※例外として、基準日以降に生まれた新生児、別世帯だが扶養している児童などは申請により対象となる場合があります

【対象者数の見込み】

400人(非課税:250人、均等割のみ課税:150人)

③ 定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付 …総額 6 億円

【対象者】

以下の条件を全て満たす方

- ・ 定額減税の対象者^{※1} である
- ・ 定額減税可能額^{※2} が、令和 5 年分所得税額・令和 6 年度分個人住民税所得割額を上回るため、定額減税をしきれないと見込まれる
- ・ 令和 6 年度の個人住民税が取手市から課税されている

※1※2 定額減税の対象者と定額減税可能額は末尾の枠囲み部分を参照

【支給額】

税額控除しきれなかった額（1 万円未満切り上げ）

【対象者数の見込み】

18,000 人

<支給スケジュール>

①～③のいずれも、各対象世帯（者）及び対象となる可能性のある世帯（者）に 7 月に確認書又は申請書を送付し、返送を受けて速やかに支給

<申請期限>

①～③のいずれも、令和 6 年 10 月 31 日（木）まで

歳入予算「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）」
9 億 3,086 万 1 千円（国 10/10）

※定額減税の対象者と定額減税可能額

【対象者】

以下の条件を全て満たす方

- ・ 令和 6 年度の個人住民税所得割又は令和 6 年分の所得税が課税されている
- ・ 合計所得金額が 1,805 万円以下である

【定額減税可能額】

本人及び配偶者を含む扶養親族（国内居住者のみ）1 人当たり 4 万円
（所得税 3 万円、個人住民税所得割 1 万円）

公募事業者による 取手駅前民間保育園整備計画(案) について

福祉部 子育て支援課

1. 新保育園設置についての検討

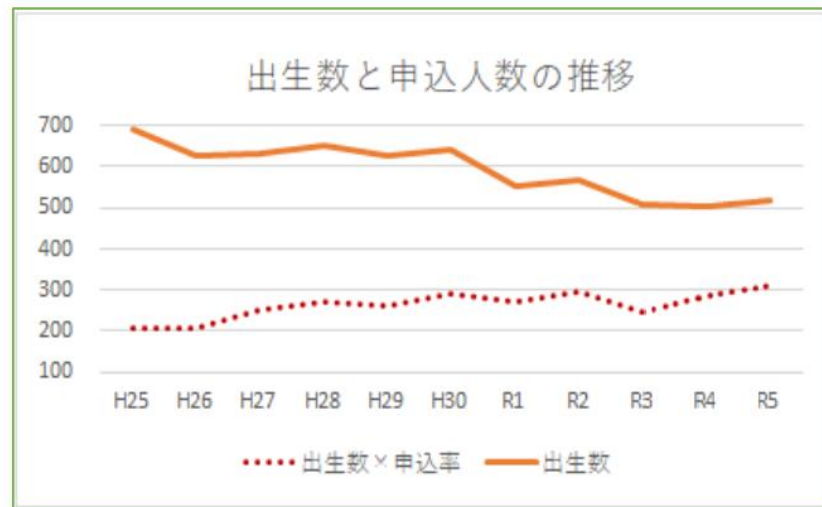
① 第四次保育所整備計画の実績について

第四次保育所整備計画において見込んでいた需要と令和5年度までの実績値との乖離

⇒0歳児以外の各年齢での不足

⇒入所率96%とゆとりのある整備数ではない状況

		R3 (計画)	R3(実績)	R4 (計画)	R4 (実績)	R5 (計画)	R5 (実績)
2号 【3~5 歳児】	量の見込み①	1062	1138	1088	1205	1053	1179
	確保方策②	1265	1266	1265	1191	1265	1206
	差②-①	203	128	177	-14	212	27
3号 【1.2 歳】	量の見込み①	657	644	627	634	626	687
	確保方策②	661	667	661	663	661	670
	差②-①	4	23	34	29	35	-17
3号 【0歳】	量の見込み①	82	90	82	103	83	73
	確保方策②	178	190	178	185	178	185
	差②-①	96	100	96	82	95	112
計	量の見込み①	1801	1872	1797	1942	1762	1939
	確保方策②	2104	2123	2104	2039	2104	2061
	差②-①	303	251	307	97	342	122



過去10年間の保育所の申請率の推移を見ると、出生数が減っているにもかかわらず、保育所の申請数が増えており、今後も増加していくことが予測できる。

② こども誰でも通園制度の開始について

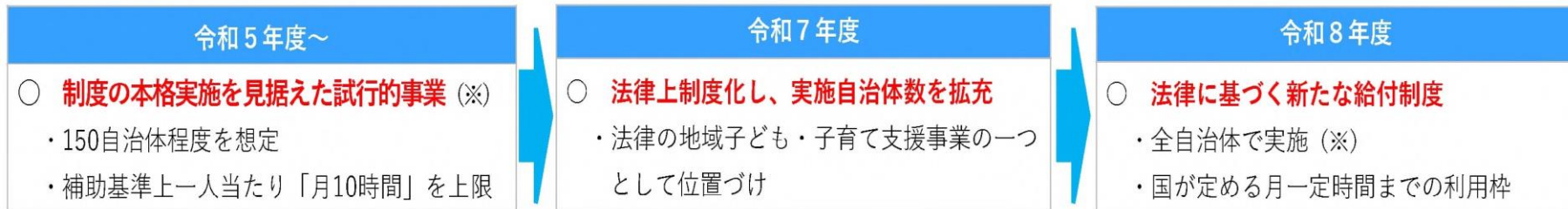
0～2歳児を対象とした「こども誰でも通園制度」が開始予定

⇒「孤立した育児」の中で不安を抱える保護者の支援を強化

制度の意義(国の説明資料より)

- こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会
- 孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、こどもと保護者の関係性にも良い効果
- 給付制度とすることで制度利用のアクセスが向上
- 利用状況を自治体が把握でき支援が必要な把握などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】



・令和5～6年度は試行的事業とし、希望する自治体のみ参加。令和7年度から制度化し、令和8年度から全自治体で実施予定。

・市内の0～2歳児の未就学児で対象となる人数は692人と試算し、国の定める制度が利用できる環境を用意することは困難。

0～2歳児の入所率

	0歳児	1歳児	2歳児
定員数	173	296	346
入所者数	122	292	347
入所率	70%	98%	100%

③ 駅前開発による増加

- ・令和6年に取手駅前マンションが入居開始の予定。
- ・令和11年度にA街区マンション建設の予定。
- ・駅前で車を持たない世帯が多く入居することを想定。

(2) A街区再開発事業 収支計画(概算)・施設計画(案)

【A街区再開発事業 収支計画(概算)】

事業支出金		事業収入金	
項目	金額	項目	金額
調査設計計画費	約 7億円	再開発補助金(国・市) ^{※2}	約 38億円
工事費 ^{※1}	約 131億円	保留床処分金	約 105億円
事務費等	約 5億円		
合計 ^{※3}	約 143億円	合計 ^{※3}	約 143億円

※1 令和3年度実施の概算工事単価をもとに算定。

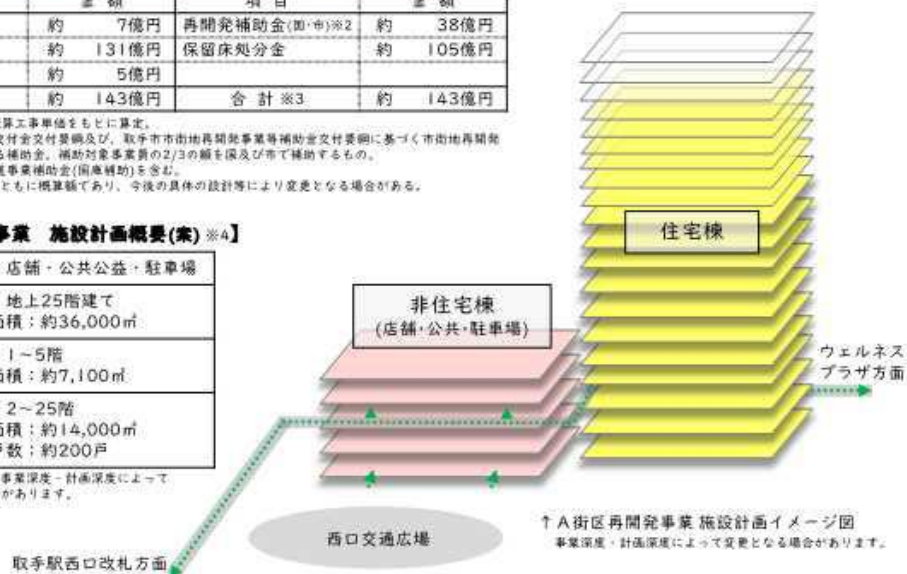
※2 社会資本整備総合交付金交付要綱及び、取手市市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づく市街地再開発事業施行者に対する補助金。補助対象事業費の2/3の額を償及びて補助するもの。防災省エネ型省促進事業補助金(国庫補助)を含む。

※3 事業支出金・収入金ともに概算額であり、今後の具体の設計等により変更となる場合がある。

【A街区再開発事業 施設計画概要(案)^{※4}】

主要用途	住宅・店舗・公共公益・駐車場
全体	階数：地上25階建て 延床面積：約36,000㎡
非住宅棟	階数：1～5階 専有面積：約7,100㎡
住宅棟	階数：2～25階 専有面積：約14,000㎡ 計画戸数：約200戸

※4 施設計画案は、事業深度-計画深度によって変更となる場合があります。



↑ A街区再開発事業 施設計画イメージ図
事業深度・計画深度によって変更となる場合があります。

新保育園の設置について

- ①第四次保育所整備計画の実績について
- ②こども誰でも通園制度の開始について
- ③駅前開発による増加

以上①～③の理由により、第四次保育所整備計画期間において新保育園の設置の検討を行い、第五次保育所整備計画へとつなげていきたい。

2. 取手駅前民間保育園整備計画について

第四次～第五次保育所整備計画において取手駅前民間保育園の整備について検討。

メリット① 市内全域をカバーできる

- ・取手市内で全体的に余裕のない状況。
- ・電車・バスでつながっている取手駅前保育所を整備することで、市内全域の不足をカバー。
- ・令和5年度に実施したアンケートにおいて、保育所を選ぶ上で最も重視することは通勤途中で預けられることが25.2%。

メリット② 付加機能による子育て支援

・令和5年度に実施したアンケートにおいて、駅前保育施設・駅前の地域子育て支援センターなどの要望が多数。

・地域子育て支援センターや一時保育などの付加要素を加えることで、子育て世帯が利用できる施設を整備。

(例)

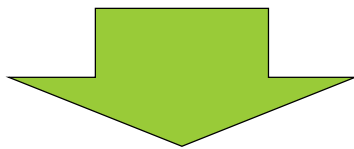
子育て支援施設	一時保育事業	家庭の事情による未就園児の子どもの一時保育施設
	地域子育て支援センター	未就学児対象の親子で遊べる施設
	放課後児童クラブ事業	小学生対象放課後預かり事業
障害者支援事業	児童発達支援事業	未就学児対象の発達支援施設
	放課後デイサービス事業	就学児童の発達支援施設

アンケートにおける要望(抜粋)

- ・駅前保育所がないため市外へ出た方もいます。
- ・駅の近くに保育園が少ないため、通勤で電車を使用する場合、車で園に送り、そのあと車を自宅に置き、その後で駅に向かわなければならない。
- ・駅近に保育園ができると助かる
- ・認可の保育園を増やしてほしい。駅付近の保育園は定員がいっぱいでなかなか入れない。
- ・駅近の保育園が少ないことに驚きました。
- ・駅近で20時まで預かっていただけ園ができてほしいです。
- ・取手駅付近に保育園が少ない(募集が少ないので入れない)ため車等での通園になる→都内への通勤との両立が大変。
- ・駅通勤なのに(そういう方はたくさんいます)駅に近い保育園がない。
- ・取手駅付近(取手地区)の保育園が入りにくく遠くまで希望園を出す必要があるので、入りやすくしてほしい。
- ・他に夕飯付保育園(500円/食)、駅直結保育園など、常総線子ども料金一律100円など、目玉を作って子育てにやさしい町をアピールすればよいと感じています。
- ・近隣の市などを見ていると、駅近に子育て支援の事業を取り入れ、利便性も考えられています。

メリット③ 若年層の取手市転入と取手駅前活性化

- ・若年層の車離れが進む中、車を持たない世帯の転入を期待。
- ・A街区マンション購買者層の若年化などを期待。



- ・第四次保育所整備計画期間内に取手駅前民間保育園整備について計画を進めたい。
- ・相談事業者に特定することなく駅前を対象に広く募集し、よりよい提案をした事業者を対象事業者としたい。

3. 取手駅前民間保育園整備計画と今後のスケジュール

- ・保育需要を適切に対応できるよう定員確保。
- ・民間施設については、定員確保の中心的な役割や、各種保育サービスの提供等。



第四次保育所整備計画内の事業として実施

<今後のスケジュール>

令和6年度	取手駅前民間保育園整備計画策定 保育園選定委員会発足 運営事業者選定
令和7年度	保育園整備工事実施
令和8年度	取手駅前保育園開所

令和6年6月4日

取手市立戸頭小学校における不適切な会計処理について

事案の概要

下記のような場合において、保護者等に返金すべきもののうち、返金がされていないものがありました。

- ・平成26年度から令和5年度において、学校徴収金の口座引き落としができず、学校徴収金に未納が生じている家庭に対する就学援助費等を、市から直接学校管理の銀行口座に入金し、学校徴収金の未納額に充当した結果、残額が生じたもの
- ・平成26年度から令和元年度において、給食費月額を徴収後、日割計算や牛乳減免などにより返金が生じたもの（給食費は令和2年度から公会計化されているため、以降の未返金はありません。）

残金が発生している例

学校徴収金の口座引き落としができなかった家庭で、就学援助費等からの納入のほか、保護者から一定額の納入があった場合

	①教材費請求 (5月、9月、1月)	②保護者が 納めた額	③就学援助費	残金 (②+③) -①
1学期	16,930円 (5月、9月)	10,000円	10,050円 (10月)	3,120円
2学期	4,375円 (1月)	0円	6,940円 (3月)	2,565円
合計	21,305円	10,000円	16,990円	5,685円

未返金額

5月17日現在で確認している未返金額は、1,592,607円です。4月19日の報告時点において、未返金額を、1,687,660円としておりましたが、その後の精査の過程で、一部重複して計上していたものなどがありましたので、訂正させていただきます。

これまでの経緯

3月31日（日）	学校長に対し事務係長が保護者への未返金があることを報告し事案が判明 学校長は、事案の概要を市教育委員会に報告
4月3日（水）	会計事務精査の作業を開始（現在継続中）
4月16日（火）	臨時校長会を開催し、本事案の概要説明と各小中学校において不適切な会計事務の有無について調査を指示
4月19日（金）	市議会議員及び教育委員に対して報告
4月19日（金）	臨時記者説明を実施
4月20日（土）	当該校の保護者説明会を開催
4月26日（金）	学校事務職員による学校事務共同実施において、新たに事務機能強化班を組織し、再発防止策の原案づくりなどを担うこととする
5月7日（火） ～	会計事務精査作業会場を、藤代庁舎に移し、教育委員会職員を増員して実施
5月21日（火）	第1回原因究明と再発防止策策定プロジェクトチーム会議を開催

私的流用について

市教育委員会及び学校長による聞き取りにおいて、当該職員は私的流用については否定しています。また、現在実施中の会計事務精査作業においても、これまでのところ、私的流用が疑われる金銭の動きは見つかっておりません。

現時点において考えられる要因

今回このような事案が生じた原因として、次の2点が考えられます。

- (1) 本来であれば返金すべきところを、その後の学校徴収金に未納が生じた際に充当するため、一時的に保管するなどの対応をとっていた結果、事務の手續が複雑になり、加えて適切な記録や管理職への報告を怠った結果、返金業務が滞った。
- (2) 管理職による毎年度の点検、また事務職員への指導・助言、支援が不足していた。

他の市立小中学校の状況

4月16日に開催した臨時校長会で、各小中学校において不適切な会計事務の有無について調査を指示した結果、同様の事例がないことの報告を受けました。

現在の対応について

・返金対象者、返金額を特定するための精査作業を進めています

- ・10年間の在籍児童全員について、学校徴収金の口座振替による徴収状況、振替不能であった場合の学校口座への振込額、現金での納付額、就学援助費や児童手当からの入金額等を精査しています。

並行して、学校が使用している通帳について、入出金の記録を精査しています。

- ・学校徴収金の口座振替による徴収状況については、令和5年度分から遡る形で作業を開始し、平成27年度分まで作業が終わっています。

通帳の入出金記録の精査については、令和5年度分から遡る形で作業を開始し、令和3年度分まで作業が終わっています。現在、平成30年度、令和元年度、令和2年度分をそれぞれ担当者を決め、並行して作業を行っています。

・原因究明と再発防止策の策定を進めています

- ・校長会・教頭会・学校事務職員・教育委員会の代表者でプロジェクトチームを結成し、再発防止策を策定中です。県教育委員会の指導助言を受けながら、策定作業を進めていきます。

- ・再発防止策の一環として、大学教授に講師をお願いし、一人職である事務職員が、管理職に対して相談しやすい環境をつくるため、管理職と事務職員を対象とした、風通しの良い職場づくりに関する研修会を開催する準備を進めています。